

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年3月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	米山昇君	副委員長	斉藤芳夫君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	猪股尚彦君		内藤久歳君
	名取國士君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（6名）

議長	藤原正夫君	副議長	山本今朝雄君
	清水正二君		三浦進吾君
	山本英俊君		保坂芳子君

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切正男君	総務部長	長田修君
市民部長	土肥冷子君	生活環境部長	花形保彦君
福祉健康部長	笹本嘉朝君	教育部長	金丸博君
秘書政策課長	有泉善人君	企画財政課長	坂本太久己君
総務課長	今村親弘君	人事課長	生山勝君
消防防災対策室長	保延克教君	市民窓口課長	清水春雄君
収納課長	小田切聡君	市民活動支援課長	勝村秀彦君
敷島支所長兼市民課長	中込照子君	子育て支援課長	三井敏夫君
長寿推進課長	三澤宏君	教育総務課長	小林修君

学校教育課長	飯室 崇 君	敷島・双葉 学校給食 センター所長	小松重貴君
生涯学習文化 課長	藤本 さゆり 君	スポーツ振興 課長	望月映樹君
図書館長	湯本和仁君	総合政策係長	長田博君
財政係長	戸澤文香君	企画係長	中込広人君
総務係長	石合雅史君	契約係長	古屋正彦君
情報政策係長	白神忠広君	人事係長	高鳥悟君
給与係長	望月新路君	消防防災係長	長谷川秀明君
市民生活係長	新津誠君	保育係長	長田裕二君
長寿あんしん 係長	土屋達巳君	教育総務係長	岩下和也君
施設係長	早川英彦君	保険給食係長	斉藤一也君
生涯学習係長	樋口充君	施設管理係長	箭本太君
総務係長	坂本和代君	議会事務局 兼監査委員 事務局長	中村宗和君
庶務・議事 係長	小澤明君		

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	小澤明
書記	石原大助	書記	松井恵美

#### 審査内容

##### 1 条例等審査

- 議案第31号 新市建設計画の一部変更の件
- 議案第13号 甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例の制定の件
- 議案第32号 峡北広域行政事務組合理約の一部変更の件
- 議案第17号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
- 議案第18号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件

議案第 15 号 甲斐市釜無川スポーツ公園管理条例の制定の件

2 補正予算

議案第 2 号 平成 25 年度甲斐市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 号 平成 25 年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算  
（第 1 号）

3 契約審査

議案第 46 号 竜王北保育園建築主体工事請負契約締結の件

議案第 47 号 竜王西保育園建築主体工事請負契約締結の件

4 その他

開会 午後 零時54分

○委員長（米山 昇君） ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務教育委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

○委員長（米山 昇君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）外9議案の審査を行います。審査はお手元に配付いたしました審査日程により、初めに、議案第31号 新市建設計画の一部変更の件外5件の条例案等の審査から行い、その後、一般会計補正予算歳出歳入の審査、特別会計補正予算の審査、最後に契約の審査の順で行います。

委員、職員の方々に申し上げます。限られた時間での審査になりますので、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にするようお願いいたします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ2人、市民クラブ1人、刷新クラブ1人、公明党1人、共産党甲斐市議団1人となっております。

それでは、審査に入ります。

議案第31号 新市建設計画の一部変更の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

有泉秘書政策課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） どうもご苦労さまでございます。

秘書政策課から新市建設計画の一部変更の件についてご説明を申し上げます。

議案の91ページ、それから、参考資料としまして議会資料の34ページ、35ページから資

料となっておりますので、お開き願いたいと思います。

この一部変更の件につきましては、新市建設計画の一部を変更するに当たりましては、合併市町村の特例に関する法令第5条の7ということで、議会議決を得て変更するという規定がございます。この規定に基づいて変更するわけでございます。

提案理由につきましては、東日本大震災に伴いまして合併市町村の地方債の特例に関する法令、この地方債の特例が定められました。通年10年でございますけれども、これが15年、被災地につきましては20年と、特例をつけて5年間の延長と10年間の延長という形で特例債の特例が認められました。よって、甲斐市におきましても、この特例債の発行期間の延長を行うことによって新市建設計画等で定められている事業等の執行等に充当を考えていきたいというふうに思っております。それらの中、新市建設計画の一部を変更するために本議会に上程するものであります。これがこの上程の理由になります。

内容につきましては、資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、34ページ、35ページの資料でお願いしたいと思います。

まず最初に、変更の部分でございますけれども、まず表紙の部分、こちらにつきましては、変更する場合にいつ変更になるのかということの記載が必要になってきます。そのため当初作成されましたのが平成15年12月、今回変更するに当たりましては「平成26年3月変更」というこの文言をつけ加えさせていただきます。

それから、計画策定の方針、計画の期間、ここのところが今回の主な理由でございますけれども、今までのものは平成26年で期間が定められておりました。これを平成31年までの5年間延長するという内容でございます。

それから、新市の概要等の中で、周辺の概要ですけれども、今までは明野村、須玉町という名称でございましたけれども、ここは平成16年に合併されて北杜市となっております。ですから、今回の変更の際にですけれども「北杜市」と名称変更をするものでございます。

それから、人口の関係ですけれども、主な主要事業の見直しという部分でございますが、こちらにつきましては、今まで国勢調査の人口の数値を算定基準として当初計画してあります。当初の段階では平成12年の国調の数値をもとに目標人口、それから年齢別人口、就業人口、世帯を推計してございました。今回におきましては、一番の直近になります平成22年の国調の数値をもって算定をさせていただきます。

その算定に基づきますと、目標人口につきましては、当初26年の段階では8万5,000人と見込んでおりましたけれども、31年まで見込みますと7万3,000人と減少があらわれてくる。

減少理由につきましては、ここにも書いてございますように、平成21年度以降減少に転じてきている。これは国全体の総人口がこのような傾向にあるということの中で、本市の状況を見ましても、居住環境等については大きな変化はございませんけれども、やはり21年度までは増加傾向でございましたけれども、22年度以降緩やかな減少が始まっております。この減少につきましては全国的なものでございますので「今後も減少傾向が続く」という記載をさせていただいております。

それから、年齢別人口でございますけれども、当初26年度段階では1万7,600人という数字でございましたけれども、国調人口をもとに算出しますと平成31年1万8,800人、率として26.1%の構成比に変更になると。同じように年少人口につきましても1万3,000人が1万人、構成比にして13.9%、それから生産年齢人口につきましても5万4,400人が4万3,400人、構成比で60.1%に想定が変わってきます。

続きまして、就業人口につきましても、人口の増加等を最初見込んでおりましたけれども、徐々に減少傾向が続いております。よって、人口と同様に減少をしておりという文言に変更させていただきまして「平成26年度の約1,000人」という人口を「平成31年では800人」と変更させていただいております。

それから、第2次産業就業人口についても、就業構造の変化により平成31年から9,800人、29.4%に減少傾向が続くと。この就業人口につきましても、当初の段階では第1次、第2次の就業人口というものが、割合が多かったものですが、近年になりまして第3次産業への移行というものが始まっております。そのような中から「就業構造の変化」という言葉を入れさせていただきました。

また、その下になりますけれども、サービス事業等の増大が見込まれ、居住人口の減少に伴い平成31年度で約2万2,500人と第3次産業の人口が予想されると。しかし、構成比につきましては、第1次、第2次の就業人口が減ってきましたので、その分、第3次産業の就業人口がふえるということで「構成比では67.6%の増加が見込まれる」という修正をさせていただいております。

それから、世帯につきましては、平成26年度3万3,400人が31年度では2万9,600人、1世帯当たり2.4人に減少するという予想をさせていただいております。

このような文言での表記のほかに、資料の38、39ページのところには、一覧表として今の部分の変更前と変更後という資料でつけさせていただくというか、計画書の中身を変更させていただきます。

続きまして、財政計画でございますけれども、36ページ、37ページになります。

こちらにつきましては、当初、財政計画につきましては合併の削減効果をあらわしていくという考え方の中で財政計画を見積もってございます。ただし、今回につきましては、既に合併後10年を迎えるということの中で、歳入歳出ともにですけれども、既に合併後の決算というものが打ち出されておりますので、その実績をもとにということで「原則として過去の実績及び現状を参考に今後の経済情勢を勘案して」という言葉に修正をさせていただいております。また、平成16年度から24年度までは決算額が出ているということで、平成16年から平成24年までは決算額であり、平成25年度から31年度まではそれをもとに算出しましたということで表記をさせていただきました。

それから、歳入につきましても、そのような過去の実績、約9年ほどになりますけれども、実績に基づいて、推移をもとに地方税、交付金、地方交付税等を見積もっておりますというものの表記をつけさせていただいております。地方税につきましては「過去の実績推移と今後の経済見通し等を踏まえ」という言葉をつけさせていただきました。

また、交付金につきましては、当初、利子割交付金だけでありましたけれども、合併後、配当割交付金、それから株式等譲与所得割交付金等の交付金がありますので、この部分をつけ加えさせていただいております。やはり同じように「過去の実績推移等と今後の経済見通しを踏まえ」という言葉を同様につけ加えさせていただきました。

地方交付税につきましても、25年度の決算額を基礎して平成27年度以降、普通交付税の算定の特例等の措置が段階的に減額されることを考慮し算定したと。この算定がえの部分がありますので、この部分を文言としてあらわして変更させていただいております。

それから、人件費につきましては、合併前につきましては、やはり職員の人件費というものの削減というものを念頭に人件費の計算をさせてきたわけでございますけれども、合併後につきましては、定員適正化計画を新市において定めておりますので、その職員定数を見込む中で人件費の推移を計算してございます。そのような意味から「定員適正化計画による職員数の削減を見込んで推移している」という文言をつけ加えさせていただきました。

それから、扶助費につきましては、合併の経済効果という部分を削減しまして、過去の実績推移、合併後、扶助費につきましてはかなりの部分での変動がありますので、その実績を十分踏まえた中でという意味合いを含めまして「過去の実績推移を踏まえ」という言葉で修正をさせていただきました。

今、文言で表記した部分につきましては、この資料の40ページ、それから41ページに一

覧表としてお示しをさせていただきました。

以上の内容で新市建設計画を変更するわけでございますけれども、変更をすることによって今後の5年間の中で、これから甲斐市で進めていく主要事業への取り組みというものをこの地方債を活用することによって確実に事業を執行していきたいという考え方を持っておりますし、また、5年間の中で突発的に発生してくるであろう事業、例えば、既に始まっておりますけれども、学校施設の非構造部材の耐震事業、それから橋梁の部分での耐震事業、改修におきましては中央道等に23近い橋梁があると、その辺の対応についての財源としても充てていきたいというふうにも考えますし、この大雪でもありますけれども、気象変更に基づきまして災害等が発生した場合の公共施設の修繕等にも充てるのが可能かというふうに思いますので、ぜひこの辺の延長を、甲斐市のこれからのまちづくりを進めていく上での一つの財源の確保という部分で延長の方向を定めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ本来ならば10年で終わるところが5年延長ということになりましたよね。それで、結局、本来ならば終わることが5年延長になったことによって、さまざまな形の中で、財政計画も含めて見直しをされているというふうなことで、これ総合計画との整合性というか関連性というか、その辺も総合計画も18年から27年度で一応第1次やっている、第2次も策定されている。その形の中でこういう、今度、延長になったこととの関連性というのかな、その辺のところはどういうふうに位置づけているのかな。

○委員長（米山 昇君） 有泉課長。

○秘書政策課長（有泉善人君） 新市建設計画につきましては、甲斐市の第1次総合計画のほうに事業的な部分、それから施策的な部分が引き継がれておりますので、この計画のとおり延長することによって、第1次総合計画に掲げてございます施策、それからそれに関連する事業についても、地方債の延長を有効に使って、その総合計画に掲げてある部分での事業執行、施策執行を進めていきたいと、そういう形で利用ができるというふうに考えております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第31号 新市建設計画の一部変更の件について  
順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号 新市建設計画の一部変更の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第13号 甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例の制定の件を議題と  
します。

議案について当局の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課から甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例の制定につ  
きましてご説明を申し上げさせていただきます。

議案のほうにつきましては、49ページのほうをお願いをいたします。

議案第13号 甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例の制定の件でございます。

提案理由のほうですが、提案理由は50ページのほうに記載をしてございます。指定管理者の選定及び評価に関しまして必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものでございます。

指定管理者制度につきましては、ご案内のとおり、平成15年9月の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理につきましては指定管理者制度によりまして民間企業者に施設の管理を行わせることができるようになりました。これに基づきまして本市では現在14施設におきまして指定管理者制度を導入しているところでございます。

現在、甲斐市公の施設指定管理者選定委員会規定及び甲斐市公の施設指定管理評価委員会規定、この両規定で規定されております選定委員会及び施設管理評価委員会、これにつきましては、会計士等の資格を有します3人の有識者を委員としました学識委員を含めまして部長職を中心に構成され、専門的見地や中立性の確保のもとに、学識委員を中心に審査をしているところでございます。学識委員が中心となって現在審査が行われている現状を踏まえまして、この2つの規定を廃止をいたしまして、選定評価委員会を一本化し、法的な位置づけと透明性を持たせるため、甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例を制定するものでございます。

これらの内容を踏まえまして、そこにはございますが、第1条が設置、第2条が所管事務、第3条が組織等、第4条が任期、第5条につきましては委員長及び副委員長、6条が会議、7条は委員の責務、8条が庶務、9条その他ということで構成をしてございます。施行期日につきましては、平成26年4月1日からの施行をお願いをするものでございます。

条例の主な内容としましては、選定評価委員会を、先ほど申しましたが、一本化するということで、一本化によりまして構成委員を、学識委員を3人以内、副市長、それから市の職員、これをおおむね市の職員は6人以内ということで、おおむね10人を構成員としまして委員会のコンパクトを図るものでございます。

詳細については、そこに1条から9条までございますので、ごらんいただくということで、内容についてよろしくご審査、ご審議のほうお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明の中で法的な位置づけという説明がありましたけれども、今までと、その法的な位置づけが表面に出てきたというか強調されているようですけれども、その法的な位置づけという部分で今まで違った部分というのはどういうところがどういうふうに変ったのか。その辺のところを説明してください。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） これまでは両委員会とも公の施設の指定管理者のそれぞれ選定とか評価、各それぞれ委員会がございしますが、規定の中で運用されていたというところで、その委員さんの関係でございしますが、その規定の中では、識見を有する者、その他必要と認める者を委員に委嘱することができるということで、できる規定になってございました。できる規定で十分選定及び評価は行えるところではございますが、現在その実際におきまして、学識委員の3人を常に委員として構成をしている状況がございしますので、そこら辺を勘案しまして条例の中で委員さんの位置づけを明確化するというところで、今回条例の制定も含めてお願いをしているところでございます。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、今までは、それほど変わらないけれども、規定から条例に変えたいということで、その位置づけというかそういうものを明確にして、端的に言えば、この指定管理者制度を審査する精度を上げたという表現をしていいかわからんけれども、そういうことになったという認識でいいのかな。その辺はどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 選定及び評価等に、審査等につきましては、これまでも行ってきたというところで、その内容的には変わらないわけですが、ただ、今、透明性というようなことの中で、公開もいよいよ視野に入れていくということになりますので、公開をするに当たっては委員の位置づけをしっかりとしておくことが大前提になりますので、ここら辺を強化させていただいたというところでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 指定する施設はいろんなタイプの施設があるんですが、この市の職員は具体的にはどんな役職の方でしょうか。

○委員長（米山 昇君） 坂本課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 10人の委員で構成されます。そのうち副市長を含めまし

て市の職員ということで6人程度というふうに一応見込んでございます。この6人につきましては、公の施設を所管する各それぞれの部長職にある者ということで現在計画をしております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第13号 甲斐市公の施設指定管理者選定評価委員会条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号 甲斐市公の施設維持管理選定評価委員会条例の制定の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第32号 峡北広域行政事務組合規約の一部変更の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） 続きまして、峡北広域行政事務組合規約の一部変更につき

ましてご説明を申し上げさせていただきます。

議案のほうにつきましては、99ページのほうをお願いいたします。

なお、改正の内容につきましては、福祉健康部の長寿推進課の所管内容となりますので、本委員会のほうに説明員として同席をお願いをさせていただきますので、ひとつよろしくお願いたします。

議案第32号 峡北広域行政事務組合規約の一部変更の件でございます。

提案理由であります、峡北広域行政事務組合の共同処理する事務を変更することに伴いまして、峡北広域行政事務組合規約の変更を行うための協議について地方自治法第290条の規定に基づきまして議会の議決を得るところでございます。

変更の内容につきましては、規約の中の第3条第2号中、これにつきましては「及び災害弱者緊急通報システムに附置した生活リズムセンサーの取り扱いに関する事務」これを削る内容のものでございます。

施行期日につきましては、山梨県知事の許可のあった日からということになります。

内容についてですが、ふれあいペンダントの通報先につきましては、現在のところ各消防本部ということになっておりますが、双葉地区を管轄します峡北地区の消防本部におきましては、NPO法人山梨県安全安心見守りセンターに緊急通報先を変更することとなりまして、構成市の韮崎市及び北杜市と歩調を合わせる中で、平成25年9月にこの構成市がNPO法人山梨県安全安心見守りセンターへの委託が完了したというところでございます。

峡北広域消防本部につきましては、ふれあいペンダントを利用した緊急通報の約9割が簡易相談、それから間違い等のいわゆる誤報となっております、夜間1人体制のため、その対応に非常に苦慮していたのが現状でございます。このためNPO法人の山梨県安全安心見守りセンターに委託することによりまして、同センターで受信をし、相談や間違いに対応するとともに、緊急事案に対しましては、並行して峡北地区の消防本部と専用回線で連絡をとりまして、消防職員の判断によりまして緊急出動等の対応を行うことになっていきます。

竜王敷島地区につきましては、現在のところ甲府地区消防本部では現状のままというような対応になっております。

費用負担のほうですが、機器の保守点検料、これにつきましては、保有台数を負担するという契約でございまして、現在と同額の運用になります。なお、峡北広域行政事務組合のふれあいペンダント事業に要します管理運営費、それから保守費、こういうのにつきましては各市の負担はなくなることになります。これに伴いまして峡北広域行政事務組合規約の共同

処理する事務の変更が生じることから、組合規約の一部変更をすることの協議につきまして  
議会の議決をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうお願いをいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これから説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第32号 峡北広域行政事務組合規約の一部変更  
の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 峡北広域行政事務組合規約の一部変更の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

これで暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第17号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 人事課の生山です。よろしくお願いいたします。

まず、定例市議会議案集61ページをお願いいたします。こちらの議案集になります。あわせて、定例市議会資料4ページをお願いします。こちらの資料であります。

それでは、議案集61ページ、議案第17号 甲斐市職員給与条例及び甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みを創設した、大規模災害からの復興に関する法律が昨年6月21日に施行されたことに伴い、大規模災害からの復興のため、復興計画の策定等を行うことを目的に派遣された職員に対しても災害派遣手当を支給することができるように改正を行うものであります。

災害派遣手当には2つの条例がかかわってきますので、2つの条例を一括で改正を行うものであります。1つ目は、第1条にあります地方公務員法に基づき甲斐市職員給与条例で規定されている災害派遣手当であります。もう一つは、第2条にあります地方公営企業法に基づき甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例で規定されている災害派遣手当であります。

施行日につきましては、附則で規定していますとおり、ご議決をいただきました後の公布の日からとさせていただきます。

改正の内容につきましては、恐れ入りますが、こちら定例市議会資料の4ページの新旧対照表をお願いします。

4ページには議案の第1条に規定されています甲斐市職員給与条例であります。左側の改正後となります。新の欄の第12条の2第1項では、災害派遣手当の支給要件が規定されております。現在、災害派遣手当を支給する際の要件は3つございます。1つは、災害対策基本法の規定に基づき、災害応急対策または災害復旧のために市に派遣された職員に災害派遣手

当が支給されます。2つ目は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、武力攻撃の緊急時に職員が派遣された場合にも災害派遣手当が支給されます。3つ目は、昨年の12月定例会で改正を行いました新型インフルエンザ等特別措置法に規定に基づき、新型インフルエンザや新たな感染症が発生した際の緊急時に派遣された職員に対しても災害派遣手当を支給することができるようになりました。

今回の改正は、新たにアンダーラインが引いてあります「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づいて支給することができる」ことを追加する改正であります。ここの第56条第1項は、派遣職員の身分の取り扱いの規定でありまして、都道府県または市町村は、復興計画作成等のため派遣された職員に対し災害派遣手当を支給することができるかとされております。

続きまして、次の5ページをお願いいたします。

こちらには、議案の第2条に規定されております甲斐市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に係る新旧対照表となっております。新の欄の改正後の第11条の災害派遣手当の支給要件を、前ページの4ページと同様に、今回の改正は新たに、アンダーラインが引いてあります「大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項の規定に基づいて支給することができる」ことを追加する改正であります。

なお、参考までにですが、現在、本年4月から東日本大震災の被災地であります陸前高田市に職員1名を災害派遣しております。災害派遣手当は受け入れ先の陸前高田市で派遣職員に直接支給をしております。1日当たり3,970円の金額になっております。

以上、提案をいたしました条例の一部改正の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） ちょっとお聞きしたいんですが、今、条例ではないんですけれども、

職員が派遣されておりまして、その職員が、例えば今、派遣されておる中で、これからの後進の職員もあろうかと思えますけれども、もし執行のほうでいろんな情報が入って、例えば、不満という言葉がよくないんですけれども、何か派遣されて、そういう相談とか、あるいはよいお話を聞いているかどうか。その辺をちょっとご説明いただきたいと思えます。

○委員長（米山 昇君） 生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 現在受け入れ先の陸前高田市のほうにつきましても全国から災害復旧のために職員が集まってまいります。一番問題なのは、やっぱりその職員のケアということで、離れて単身暮らしをしておりますから、職員の場合、精神的なケアということを非常に陸前高田のほうで思っております。

そんなような環境の中で、既に年4回ほど職員も帰省されまして報告会、市長、副市長、総務部長に簡単な報告を行っております。その中でも、現在、職員も陸前高田のほうで非常に温かく受け入れられておりまして、皆さんに気を使っただけということの中で、特段の不満もないということでございます。

また、実は来年の4月からなんですけれども、一応2年間ということを考えておりまして、同じ職員が引き続き来年も1年間行っていただけることになりました。これも陸前高田市のほうでも非常に温かく迎え入れてくれる成果だというふうに思っております。本人も意欲的にもう一年行きたいと、復興を見届けたいという意気込みであります。

以上であります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第17号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 甲斐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件を採

決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第18号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 大変ご苦労さまです。

それでは、議案第18号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきますので、議案書の63ページをお開き願います。

この条例の一部改正につきましては、火災や大規模災害発生時において人員の不足が心配されます山間部の分団に不足する消防力を補完し、地域の安心・安全と財産の保護及び被害の軽減に努めるため、消防団OB等を任用し、特定の消防活動のみに出動する機能別消防団員を設置するものであります。

具体的には、敷島山間部の睦沢地区第3分団、清川地区の第4分団及び吉沢地区の第5分団の3つの分団への任用とします。これ以外の分団においても必要となった場合には適用することができます。

それでは、内容につきまして新旧対照表により説明をさせていただきます。市議会資料の7ページをお開き願います。

まず、第1条では、見出しを条文に合わせまして「通則」から「趣旨」に改めています。

次に、第2条においては「機能別消防団員を設置する」ことを追加しまして、市長が定める消防活動を行えるようにしております。この消防活動には、初期消火活動や避難誘導、一般消防団員の後方支援などが挙げられます。

次に、第3条の任用では、言い回しの修正で、市長の任命権と団長の任命権について明瞭に表記を行っています。また、新たに第2項を追加しまして、第1号で、機能別消防団員の任命要件は消防団OBを対象とします。第2号では、本市の消防団OB以外の者で、企業などの自衛消防団で活動していた団員や消防署員OBなどの経験者にも対応できるように追加

をするものでございます。

次に、第6条第1項第1号「法令並びに条例」のところで「並びに」を削除することとともに、第7条「市規則では」の「市」を削除。

第9条におきましては、「団員であって」を「団員が」に語句の削除や言い回しを修正するものでございます。

次に、第12条、団員の年額2万4,000円の次に括弧書きで「機能別消防団員にあつては年額9,000円」を追加するものであります。金額につきましては、市の防災委員の年額報酬と同額となっております。

次に、第16条において「この条例に定めるもののほか必要な事項は市長が定める」を追加しまして、機能別消防団員の任務及び出動区域等に関する要綱を制定しまして機能別消防団員の運用を図っていきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これについては、報酬とかそういうものはあるんですけども、それで年額9,000円、で、ほか、例えば出動して事故に遭ったとか、そういう場合の補償とかそういうものについては団員と同等の扱いをするのか。その辺のところはどうなっていますか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） そういう点の補償につきましては、一般団員と同じでもって補償の対象としております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 済みません。ちょっと私もわからないので、ちょっとお聞きするんですけども、旧のほうに通則で新のほうの趣旨、具体的にどういうふうな、その辺のちよっ

と内訳を説明いただければお聞きしたいと思いますけれども、お願いできますか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 趣旨と通則の点でございますが、趣旨ですと、一般的に目的とかというようなことを考えておまして、表現的には今、趣旨の記載のほうが主流となっていることから、今回、通則から趣旨というような形でもって訂正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第18号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これより議案第18号 甲斐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第15号 釜無川スポーツ公園管理条例の制定の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

望月スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 大変ご苦勞さまです。

それでは、議案第15号 釜無川スポーツ公園管理条例の制定の件につきましてご説明をいたします。

議案集の55ページになりますけれども、最初に57ページの提案理由から説明をいたします。提案理由でありますけれども、釜無川スポーツ公園の山梨県からの移譲に伴い、施設の管理及び運営等に関し必要な事項を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由であります。

以上の経過につきましては、前回の委員会で概要説明をしたところでありまして、改めて説明をさせていただきます。

山梨県では、新行政改革大綱の見直しによりまして策定をした公共施設改革プログラムの中で、釜無川スポーツ公園を初め、県内各地域の勤労青年センターや南アルプス市の県民の森キャンプ場、それから富士川町の利根川公園、甲府市の緑が丘スポーツ公園など13の施設を市町村等への移譲ということで位置づけをしました。

平成14年度から県と旧竜王町との間で、移譲の範囲でありますとか土地の譲渡内容、施設の整備内容を検討してまいりました。甲斐市となりましても協議を継続し、平成24年度に県と市の間で用地の無償譲渡、それから施設の改修内容などの協議が整いまして、受け入れの合意に至ったものであります。

移譲に伴いまして、施設整備としましてスポーツ公園の外周のフェンス、それからベンチ、ブックネット、防球ネット、テニスコート、水飲み場、あずまや、トイレなど16項目の改修を市の要望のとおり県で実施をしております。

釜無川スポーツ公園の移譲に際しまして県のほうから、利用者は今までどおり市の内外を問わずにお願いをしたいということで県のほうから意向があることから、現行のスポーツ施設管理規則を適用するとその扱いができなくなるということで、この条例を制定をして貸し出し形態を継続するものであります。

それでは、条例の説明をいたしますので、済みません。ページを55ページにお願いいたします。

まず、第1条目的は、釜無川スポーツ公園の管理及び運営に関し必要な事項を定め、市民等の健康増進とスポーツの向上、地域の振興発展に起用することを目的としております。

第2条管理につきましては、甲斐市教育委員会が行います。

第3条利用については、教育委員会の許可を受けなければなりません。

第4条は利用の不許可について規定をしております。

第5条目的外利用等の禁止につきましては、許可を受けた者に違反があった場合は許可を取り消すことができます。

第6条開園時間及び休園日につきましては、開園時間につきましては午前8時30分から午後5時までと、夜間照明施設については午後10時までの利用となっております。休園日につきましては別に定めておりますけれども、年末年始の12月29日から1月3日が休園日となっております。今までと変更はございません。

第7条使用料につきましては、57ページの別表のとおりとなりますけれども、今までは市内、市外の区別はありませんでしたけれども、市の所有になるということから市外者料金を設けております。市外者料金の設定につきましては、県から移譲を受けた他の施設の状況や甲斐市内のプールや温泉施設などの料金を参考にしまして1.5倍の額を市外者料金としております。市内の者の料金が現在の料金でありますので開始日への変更はございません。

それから、第8条利用料の減免につきましては、自治会や体育協会の利用につきましては減額や免除ができます。

第9条使用料の還付につきましては、基本的に還付はいたしませんけれども、利用者の責めによらない場合は還付することができます。

第10条は利用後の点検について。

それから、第11条は原状回復義務について規定をしております。

第12条、この条例に定めるほか公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしております。

施行日につきましては、平成26年4月1日であります。

この条例制定に伴いまして、現在、教育委員会で定めております釜無川スポーツ公園の管理規約は廃止をいたします。

以上、議案第15号 釜無川スポーツ公園管理条例制定の件の説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 先ほどの説明の中で、この条例をつくるというのは市の今までの施設と違うところがあるからという説明だったですね。簡単に端的に言うと、どこが今ある施設と違うんですか。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 甲斐市の今現在あります体育館であるとか夜間照明施設については、市内の方で団体登録した方が利用できるという規定になっております。市外の方は利用できないことになっていきますので、それがその規約を適用しますと使えなくなるということなので、別個に条例をつくるということでもあります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） じゃ、それだけなんですね。わかりました。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 済みません。先ほど第7条の別表なんですけれども、ちょっと確認だけさせていただきたいんですけれども、先ほど市内の者がこの金額と、それで市外が1.5倍と言われましたけれども、この今までの料金と変わらないということですね、市内は。その辺はいかがですかね。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 別表の市内の者の料金、夜間照明ですと3,750円、グラウンドですと200円が現在の料金であります。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） あと一点、夜間照明の施設1面とありますけれども、グラウンドの夜間照明に対してはグラウンド1面というのか、それともソフトボールだとかああいう2面ぐらいとれてますね、あそこ。あの辺の夜間照明の捉え方というのは、この夜間照明1面とい

う捉え方はどういう解釈でいいのか。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 釜無川スポーツ公園の夜間照明については、手前のAコートのみ照明施設がありますので、そのグラウンドの使用ということであります。1面分です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君） 現状は県の施設ということで県が管理維持していると思うんだけど、今後は市が維持管理をやっていくと。で、この利用料の範囲内で管理費は賄えっこないんだけど、現状どのぐらいかかっている、これが今度、市の負担にはどんなふうになるとお考えですか。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 25年度の予算規模でいきますと、全体で511万1,000円ほど経費がかかっておりますけれども、このうち、今までは212万5,000円ということで県のほうから委託金がありました。さらに使用料が約90万ということで構成をしておりましたけれども、この使用料の90万はほぼ同額ですので、残りの部分、約400万については市の単費となる予定になっております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 非常にきめ細かく管理をしていたんだけど、市に移管されたら管理の内容が落ちるとかそういうことのないようにだけは注意してもらいたいんだけど。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 平成26年度予算の積算の折にも、25年度と変わらない維持管理をするということで予算計上をしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 10条関係で利用者、その利用が終わったときには直ちに施設または附属施設を原状に回復して、問題は職員の点検を受けなければならないという項目があるよね、10条で。職員の点検って、実際問題、夜使った後に職員がそこへ行って点検するのかという話になっちゃうね。その辺の、例えば昼間も使った後、この中にあって受けなければ

ならないということは、使った後、一々見にいかなければならないということになるのかなという気がしないでもないんだけど、その辺のところはどういうふうにするの。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 今現在シルバー人材センターのほうに管理を委託をしております、常時5時過ぎまでは職員がおるということで、その間で1度確認はできると思います。また、夜間照明は7時半からということで、また、次の朝、使い方が悪かったり状態が悪ければ、また確認ができますので、その辺で確認をしながら職員もそこに行くというような形で対応したいと思っています。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、あそこに管理人がいるという考え方でいいわけだね。それで、例えば管理を執行して、まずかったということがあったときのそのあり方、悪かったけれども、それをどこへ伝えて、そこにどういうふうに伝えてと、そういう管理といふかな、管理上の動き、そういうものはどんな形で、例えば、大勢の人が使うから、その使った使用者がまずい使い方をしたという報告を教育委員会にすると、その教育委員会はその後そこに、その処置ですよ、そういうふぐあいが発生したときの処置についてのそういう流れというのは、今まで実際、事例としてあったのか。それか、今後そういうところをどういった形で管理をしていくのか。その辺のところはどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 箭本係長。

○施設管理係長（箭本 太君） ただいまのご質問でございますけれども、利用後に特に問題になったというふうなことの報告は今まではございません。先ほど課長のほうからもご説明をさせていただきましたけれども、利用後、特に夜間ですけれども、夜間においては、鍵の返却等を入り口のところに管理指導員という方がいらっしゃいまして、その方に鍵の貸し出しバック等、返却という形をとっておりますので、もし使い方が悪い、あるいは照明が消えていないというふうな連絡等があった場合には当然、職員が対応いたしますし、後日、利用者団体がどこの団体さんが使ったということがわかりますので、団体の利用者の代表の方に直接うちのほうからご指導をさせていただくという形をとっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） 今ちょっと関連もあるんですけども、そこに詰めている管理の方は

市の直営か、市の要するに職員か、シルバーか。シルバーでも管理員として果たせばいいんですけれども、管理員さんの何かいろんな態度がいいだ悪いだということは入って来ない。どうですか。

○委員長（米山 昇君） 答弁を求めます。

望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） ただいまの質問ですけれども、現状今まで私の知る範囲では、管理員さんの態度等について問題があるという報告は受けてございません。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） なければいいんですけども、これちょっと僕も聞いたこともあるし、僕自身もやられたことがあるんですよ。これはともかくとして、管理人だから偉いとかでなくて、やっぱり借りている人たちにはやっぱり親身に接することを要望しておきます。

質問を変えますけれども、休日や休園のときに教育委員会が別に定めるところによる。貸し出すということですよ、これ。貸し出すという意味でしょう。第7条の上にある。これはどういうふうに捉えていいんですか。56ページの。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 休園日につきましては教育委員会が別に定めるところによるということで、甲斐市のスポーツ施設管理規則の中で休館日というものを設けてございまして、その中で施設の休館日は12月29日から翌年の1月3日ということで、休みの日を定めているものでございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） その日は休みだから使えないんですけども、僕がちょっとしたのは、何か特別での許可ができるかということなんです。何か特別に使いたいというのがあるんですけども、休館日に、今まで例があってもなくても、そういうことができるのかということを知っているんだよ。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 現状では、その期間以外は土日も月曜日も平日も全てやっておりますので、現状ではその日については休館日としたいと考えております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） ターゲットバードゴルフの関係ですけれども、あそこにあるのは狭く

てもいいコースがあるということで市内外からも来ているんですよ。この前ちょっと話をしそびれたんですけども、あの雑草の管理、あれは市でやっておるんですか。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 市のほうでは年2回ほど草刈りの費用を持って実施をしております。その以外は、そちらで使っている方たちが自主的に除草をしているという状況だと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） これ前にも相談受けたことがあるんですよ。コースによっては、その間がちつとは生えていても差し支えないのであればいいんだけども、こういうターゲットの周りはちょっと、生えてしまうと打つにも打ちづらいということで、やっぱりやっていると、竜王近辺の人たちなんかやっぱり刈っていることがあったんですよ。年2回でそれが間に合っているか、今まで。それとも間に合っていないがしまいが2回しか刈らんのだから、あとはあんたがやれというのかな。そここのところはどうなんですかね。

なぜかと言うと、芝刈り機持って行って刈ったってわけないんだけども、その人がけがしたとか何とかという問題もあるし、一応貸し出しているということになるとそういう問題が出てくるんですよ。その辺はどうですかね。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 現状では特に利用者からご要望等をいただいておりますけれども、また、さらに管理人もおりますので、細かく目を配るように指導したいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） ぜひまたお願いします。

もう一つ、この前、僕言った、南側のフェンスの高さをずっと当たらせてもらったんだけども、あの入り口が消えちゃったという問題は怎么样了。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 周遊のフェンスの工事に伴って、今、委員さんのおっしゃられた入り口が封鎖されたというようなことなんです、その工事前でも鍵がかかっている状態で侵入できないという状況でありました。反対側が民地の部分があるので、道とかが

接続しておりませんのでフェンスにしております。テニスコートのほう側の部分については、現状あったものはそのまま門扉をつくったという状況ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 使ったことがないからちょっと聞くんですが、照明が7時半から10時なんです、冬の場合はもう5時といたら暗いですよ。7時半から10時というのは寒いし、この辺はどうなんですか、季節的には。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 夜間照明の時間につきましては、ほかのグラウンド等も同様なんですけれども、7時半から10時までということで運用していますので、今後もその時間帯で運営をしていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 釜無スポーツ公園が払い下げで、県から返すということになるわけですが、県からも今の指導があつて、甲斐市だけの住民でなくてということも話が出たからですけれども、たまたま今度、東京オリンピックが6年後に開催されるわけですが、そういう中で、例えば釜無スポーツ公園を合宿所みたいにできるような形で、そういう受け入れ体制ができるか、また、そのような考えでこれから進んでいっていただきたいと思うんですが、その辺のお考えは、もしご答弁いただければお願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

○委員長（米山 昇君） 望月課長。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） ただいまの三浦議員さんのご質問の東京オリンピックの合宿所等にどうだということだと思いますけれども、現状のあの土のグラウンド、それから周辺の状況を見ますと、ちょっと合宿所の誘致には厳しいのかなというふうな認識を持って

おりますけれども、また今後いろいろ県等の情報の収集等をしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第15号 甲斐市釜無川スポーツ公園管理条例の  
制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号 甲斐市釜無川スポーツ公園管理条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

これで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時23分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、分割付託されました議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）  
を議題とします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け質疑  
を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は、初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

委員の発言は、一問一答方式で簡明にお願いいたします。

まず、歳出から説明を受け、審査します。

最初に、第1款議会費、第1項議会費について事務局の説明を求めます。

中村議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員事務局長（中村宗和君） お疲れさまでございます。

それでは、議会事務局関係の補正予算について説明させていただきますので、補正予算説明書の16、17ページ、一番上のほうを見ていただきたいと思います。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、65万8,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、右側の説明欄にございますとおり、001議会事務局職員費、19万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、議会事務局職員の時間外勤務手当不足に伴います補正でございます。

次の011議会運営費、85万6,000円の減額につきましては、議会研修会等の参加確定に伴います参加旅費と負担金、研修会バス借りに伴う使用料の減額及び本会議、委員会等の会議録作成委託費の決算見込みに伴います減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第1款議会費、第1項議会費の審査を終了します。

○委員長（米山 昇君） 次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、

人事課所管の第1目一般管理費について説明を求めます。

生山人事課長。

○人事課長（生山 勝君） 大変お疲れさまです。

人事課の生山です。よろしくお願ひいたします。

初めに、こちらの定例市議会資料1ページをごらんいただきたいと思ひます。定例市議会資料の1ページをお願ひいたします。

人件費の補正につきましては、初めに正職員、続きまして嘱託・臨時職員の全体の概要につきまして説明させていただき、その後、引き続き人事課の所管の科目の補正内容についてご説明させていただきます。

まず、1ページの上段の正職員につきましてご説明いたします。

一般会計の欄をごらんいただきたいと思ひます。

職員数は補正前の人数405人から年度途中で2人が自己都合退職いたしました。その2人分を減いたしましたして現在403人という形になります。職員2人の退職に伴います減額分と、あと決算見込みに基づく不用額を減額するものでありまして、2節の給料につきましては2,065万1,000円の減額、3節職員手当につきましても709万4,000円の減額、また4節の共済費につきましても3,031万4,000円の減額を行いまして、合計で5,805万9,000円の減額をするものであります。

また、特別会計の後期高齢者医療特別会計の欄をごらんいただきたいと思ひます。

3節の職員手当につきましては、時間外勤務手当の不足が見込まれることから16万8,000円の増額を行うものであります。その他の特別会計につきましては、補正はございません。

一番下の合計の欄をごらんいただきたいと思ひます。

職員数は全会計で補正前の449人から、先ほど説明いたしました2人が退職したことによりまして、現在447人であります。この数には市長、副市長、教育長を含んだ数であります。

2節の給料につきましては一般会計の減額、3節の職員手当につきましては一般会計の減額と後期高齢者医療特別会計の増額、また4節の共済費は一般会計の減額となります。28節の繰出金につきましては補正はございません。合計いたしますと、全会計5,789万1,000円の減額補正をするものであります。

続きまして、下段の嘱託・臨時職員をごらんいただきたいと思ひます。

まず、一般会計でございますが、嘱託職員は27人で変わりありませんが、臨時職員につきましては、補正前の271人から3人減りまして268人となりました。3人減りました内訳は、児童館の放課後指導員が2人減りました。また、給食センターの臨時職員も1人減りました。合計3人が減ったという形になっております。

1 節の報酬は変わりはありません。4 節の共済費につきましては、臨時職員 3 人分減った分の社会保険料の減額といたしまして240万円の減額、また、7 節賃金も臨時職員 3 人が少なくなった分の減額と決算見込みに基づく不用額といたしまして1,327万8,000円の減額を行います。そういたしますと、一般会計の合計でいたしますと1,567万8,000円の減額をするものでございます。

特別会計につきましては、補正はございません。

正職員、また嘱託・臨時職員の全体の補正の概要の説明は以上であります。

続きまして、こちらの補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。こちらの補正予算説明書であります。

人事課が所管いたします補正予算につきましてご説明させていただきます。

16、17ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。

補正前の予算額 9 億3,358万1,000円に今回の補正額3,418万7,000円を減額いたしまして、予算額を 8 億9,939万4,000円といたします。また、補正額の財源内訳ですが、その他といたしまして分担金、負担金を442万4,000円計上いたしまして、一般財源を3,861万1,000円減額するものであります。この分担金、負担金442万4,000円につきましては、昨年 4 月から本年 3 月まで東日本大震災に係る岩手県陸前高田市に災害復旧の従事する職員を 1 名派遣しております。その職員の給料、期末勤勉手当、共済費などが派遣先の陸前高田市から甲斐市に負担金として納められる金額であります。なお、この442万4,000円につきましては、歳入の補正予算にも計上がしてございます。

続きまして、補正の内容につきまして説明させていただきます。

001総務管理関係職員費は総額3,588万4,000円の減額補正であります。

内容といたしましては、職員 1 人がこの 2 月まで休職し、3 月復帰いたしました。2 月まで休職したことによる不用額と、育児休業期間を延長した職員が 2 人おりますので、その不用額といたしまして 2 節給料は802万2,000円の減額、また 3 節職員手当のうち期末勤勉手当につきまして207万3,000円減額、また 4 節共済費は300万円、それぞれ減額するものであります。

4 節の共済費は総額で2,467万6,000円を減額といたしますが、その内訳といたしましては、先ほど休職する職員など、不用額といたしまして300万円減額、そのほかに共済年金の長期給付によります追加費用の負担率が低くなったことによりまして約2,230万円ほどの減額。また恩給組合の費用も減額となったことから41万円の減額を合わせて行うものであり

ます。

003人事管理事業につきましては169万7,000円の増額補正をお願いするところであります。

内容といたしましては、仕事に起因する公務災害の治療費といたしまして、特別負担金であります市が2分の1、非常勤職員公務災害総合事務組合が2分の1負担することになっております。公務災害による非常勤職員が当初想定しておりました人数よりふえたことによりまして、特別負担金の増額として4節共済費を111万3,000円の増額を行うものであります。

また、人事管理や給与計算を行うシステムの支援業務が年間を通じまして当初想定しておりました業務量を上回ったため、保守料と操作運用支援の経費といたしまして13節委託料を58万4,000円の増額補正をお願いするところであります。

人事課が所管いたします補正予算につきましては以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費のうち、人事課所管の総務管理費の審査を終了します。

これで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時35分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費及び第2款総務費、第4項選挙費について一括して説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、補正予算説明書16、17ページをお願いをしたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費につきましては、1,412万1,000円の財源更正を行うものでございます。

国県支出金1,412万2,000円についてでございますが、国庫支出金832万1,000円につきましては、国庫補助金でございます介護報酬改定等に伴いますシステム改修事業の補助金63万円、セーフティネット支援対策事業費補助金388万5,000円、安定的な医療保険制度等の構築補助金380万6,000円、合わせまして832万1,000円となっております。それから、県の支出金580万円につきましては、県の補助金でございます安心子ども基金事業費補助金でございます、合計1,412万1,000円となりまして、一般財源から特定財源への財源更正を行うものでございます。

次に、補正予算説明書20ページ、21ページをお願いしたいと思います。

第2款総務費、第4項選挙費、第9目参議院議員選挙費につきましては、補正前の額2,580万円に対しまして、補正額435万1,000円を減額をいたしまして2,144万9,000円とするものでございます。補正額の財源内訳でございますが、国県支出金435万1,000円の減額につきましては、県支出金の参議院議員選挙委託金でございます。

001参議院議員選挙職員費16万9,000円の減額と、それから002参議院議員選挙執行业業412万8,000円の減額につきましては、平成25年7月21日執行の参議院議員通常選挙の執行に伴います執行予算の確定によりまして執行差金を減額するものでございます。

第1節報酬につきましては開票立会人の報酬1万8,000円を、第3節職員手当等につきましては期日前投票や投票管理者従事者の手当97万2,000円、第7節賃金につきましては臨時職員賃金4万4,000円を、第8節報償費につきましてはポスター掲示用設置場所の提供謝礼ということで9,000円、それから第11節需用費につきましては選挙消耗品や諸用紙の印刷などで97万2,000円を、第12節役務費につきましては選挙事務機器の点検手数料8万円を、それから第13節委託料につきましては、ポスター掲示場設置委託、それから選挙公報の新聞折り込みなどの経費24万7,000円、それから第14節につきましては、使用料及び賃借料でございますが、こちらはコピーの借上げ料6,000円、それから第18節備品購入費につきましては投票事務機器の購入経費200万3,000円を、それぞれ減額をするものでございます。

以上で総務課の補正予算につきましての説明を終わりたいと思います。よろしくお願いを

したいと思います。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第6目情報管理費及び第2款総務費、第4項選挙費の審査を終了します。

これで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時41分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第9款消防費、第1項消防費について説明を求めます。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 大変ご苦労さまです。

消防防災対策室より2月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の32ページ、33ページをお願いします。下のほうの表になります。

第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、補正前の額7億8,490万7,000円に補正額811万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

右の表になりますが、001の常備消防負担金につきましては、平成25年度の基準財政需用額の確定に伴いまして、甲府地区消防分が280万7,000円の減額と、峡北消防分が513万2,000円の減額となり、また、電気用品及び液化ガス、石油ガスに係る移譲事務負担金が17

万8,000円の減額となりまして、合計で811万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、2の消防施設費につきましては、財源更正となります。特定財源の中、国庫支出金で元金臨時交付金を活用しまして、他の財源と振りかえをしたものでございます。

次に、3の災害対策費につきましての財源更正となります。特定財源のその他でコミュニティ助成事業助成金の決定を受けましたので、一般財源と振りかえをしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第9款消防費の審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時44分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目交通安全防犯対策費及び第12目市民活動費並びに第3款民生費、第1項社会福祉費、第4目地域改善対策費について一括して説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） お疲れさまでございます。

市民活動支援課に係ります補正予算をご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ます。

補正予算説明書は18ページ、19ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費の第9目交通安全防犯対策費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

014の防犯対策推進事業につきまして80万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、防犯灯の維持管理費に対する各自治会への補助金でございます。電気料に3分の2、修理などに2分の1の補助をしておりますが、現在までの各自治会からの申請状況から推計しまして、この補助金の予算に不足が見込まれますので、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下の費目で第12目の市民活動費の補正予算であります。002の市民温泉等維持管理事業につきまして、市民温泉の指定管理委託料を750万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、依然として燃料価格が高い水準にとどまっていることや昨年来の電気料値上げが著しい負担増となっていることで、指定管理者であります山梨交通から基本協定書に基づいた指定管理料の変更協議を受けているところでございます。物価の変動などによるリスク負担は、第一義的には指定管理者が負うべきというのが基本原則とされておりますが、自助努力だけでは対応できない範囲もございますので、予想外の事情が生じており、やむを得ない状況にあるという考えから、昨年度に引き続きまして指定管理料の追加補填をするものでございます。

指定管理料の変更協議は、基本協定書の中で認められている項目であります。補填する範囲や対象額、負担割合など、協議があった場合の対応としまして昨年度、基本的なルールとしての基準を定めてございます。

その主な内容につきましては、補填する場合の前提条件として価格高騰による負担増加額が指定管理料の1割、10%以上である場合に手当てをすること。補填の範囲については燃料費と電気料という特定の品目に限るもので、総体的な赤字補填を絡むものではないこと。補填に対象額は指定管理者申請時の計画と当年度、本年度の実績額との差額を価格高騰分による負担増加額と見なすこと。指定管理者と市のリスク負担率はそれぞれ50%が妥当であるとの考えから、対象額に対する補填額はその2分の1とすること。などが主な内容でございます。

以上のような考え方で対応させていただくものでございますが、具体的な数字としますと、

補填の対象となる燃料費と電気料の合計額が、指定管理者が応募した際の当初計画の部では約4,200万円、本年度の決算見込みでは約5,700万円となっております、その差額が約1,500万円でございます。この1,500万円を価格高騰分による負担増加分としまして、補填額としてはその2分の1で750万円になりますが、本年度の指定管理料の追加支出として補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書は22ページ、23ページをお願いをいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費になりますが、ページの中ほどで第4目の地域改善対策費についてご説明申し上げます。

補正額240万9,000円につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計の繰出金の補正をお願いするものでございます。特別会計におきまして、当初設定していた貸付金の元利収入の確保が見込めない状況でありますことから、公債費に充当する財源が不足するため一般会計からの繰り出しをお願いするものでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくをお願いをいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） 質疑ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで市民活動支援課所管の総務費及び民生費の審査を終了します。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目支所及び出張所費について説明を求めます。

中込敷島支所長。

○敷島支所長兼市民課長（中込照子君） お疲れさまでございます。

敷島支所関係職員の補正についてご説明させていただきます。

補正予算説明書16から19ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費、補正額269万円の減額補正をお願

いするものであります。

内容といたしまして、003敷島支所関係職員費191万2,000円、地域課職員の異動に伴う補正、育児休業に伴う不用額補正でございます。

次に、004敷島支所関係嘱託・臨時職員費77万8,000円、敷島保健福祉センター施設改修に伴います臨時職員の勤務日が少なかったための不用額による補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 質疑ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これで敷島支所所管の総務管理費の審査を終了します。

これで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時52分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第2款総務費、第2項徴税費から第3項戸籍住民基本台帳費については一括で説明を求めます。

初めに、第2款総務費、第2項徴税費について説明を求めます。

小田切収納課長。

○収納課長（小田切 聡君） それでは、収納課のほうから補正予算説明書の18ページ、19ページをごらんいただきたいと思います。

中段、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費について説明いたします。

内容は説明欄の001税務関係職員費の減額でありまして、補正前の2億1,378万9,000円から308万3,000円を減額し2億1,070万6,000円とするもので、財源は一般財源であります。

内容につきましては、税務課及び収納課における職員の人件費に関するものであります。

給料の124万3,000円の減額については、職員の育児休業に伴う減額であります。職員手当等の16万円の増額については、職員の扶養手当の5万2,000円の増と住居手当の10万8,000円の増の合計で16万円の増額であります。4の共済費の200万円の減額については、給料と同様に、職員の育児休業に伴う減額であります。

以上、合計で308万3,000円の減額補正であります。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 続いて、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について説明を求めます。

清水市民窓口課長。

○市民窓口課長（清水春雄君） 続きまして、市民窓口課でございます。

同じく18、19ページの2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の財源更正を行うものでございます。

これは特定財源から一般財源へ財源の更正を行うものでありまして、内容につきましては、日本に中長期在留する外国人の住居地の届け出等に関する事務委託にかかわる国庫支出金9万7,000円減額の確定に伴いまして一般財源を増額する財源更正でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第2款総務費、第2項徴税費から第3項戸籍住民基本台帳費の審査を終了します。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時57分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費及び第3項中学校費について一括で当局の説明を求めます。

小林教育総務課長。

○教育総務課長（小林 修君） お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課の補正予算について説明させていただきます。

33、34ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、001教育管理関係職員費29万2,000円の増額補正につきましては、人件費の決算見込みによるものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、001小学校関係職員費30万円の増額補正と002小学校関係嘱託・臨時職員費240万円の減額補正につきましても小学校の人件費の決算見込みによる補正でございます。

次の010敷島北小学校228万円の減額補正につきましては、昨年12月に県道敷島竜王線が開通いたしました。学校の駐車場用地の一部が道路用地となりまして、駐車場の用地が狭くなりましたので、その代替地の買収及び工事費の減額等に係る補正になります。

まず、15節の工事請負費500万円の減額につきましては、現状の畑から駐車場用地にするための工事を予定しておりましたが、公拡法等の手續により工期が十分にとれなくなったことから来年度に施行することにし、今年度分は補正減をするものでございます。

それから、次の公有財産購入費261万円の増額につきましては、用地を購入するに当たりまして、当初予算に計上しておりました金額より不動産の鑑定評価額が上回りましたので、その不足分の増額でございます。

また、補償補填及び賠償金の11万円につきましては、立ち木補償で畑に柿が植わっておりますので、その補正となります。

次の3項中学校費、1目学校管理費は財源更正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の15節の工事請負費、畑が買えなかったということですが、これについては、年度が変わったり、いろいろな点で駐車場がなくなるということに対して学校運営上、問題はないのか。その辺のところはどうですか。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 工事につきましては来年度早々に予定しておりまして、一番最初に使うのが運動会の9月ごろになりますので、それまでには整備したいと考えております。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） あと、今、公有財産購入費で鑑定の結果によって増額になっちゃったというような説明ですが、この辺のところを、最初の査定の鑑定がどのぐらいで、どういう経過でこの260万というものが増額になったのか。その辺を説明してください。

○委員長（米山 昇君） 小林課長。

○教育総務課長（小林 修君） 予算を盛るときに、そのときの近隣の売買価格を参考にさせていただきました。そのときの単価が平米2万円です。今度、買収するときになって、道路つきということになったので2万4,900円と4,900円アップしたということでございます。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費及び第3項中学校費の審査を終了します。

次に、第10款教育費、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費について一括で説明を求め

ます。

飯室学校教育課長。

○学校教育課長（飯室 崇君） どうもお疲れさまでございます。

それでは、学校教育課の補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、主に決算見込みによるものでございます。36、37ページをお願いいたします。

10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費、002給食センター関係嘱託・臨時職員費550万円の減額につきましては、決算見込みによる減額でございます。また、003給食センター運営費245万円の減額につきましては、敷島給食センターと双葉給食センターの光熱費や賄材料費の決算見込みによる減額となっております。

次に、2目学校給食費、001学校給食費590万4,000円の減額につきましても、竜王地区の小・中学校の給食食材の決算見込みによるものでございます。

次に、5項幼稚園費、1目幼稚園費、001幼稚園関係職員費371万1,000円の減額につきましても、敷島幼稚園の職員1名が育児休業をとりまして、それに伴う不用額を減額補正するものでございます。

また、財源内訳のうち国庫支出金82万円の減額につきましては、歳入決算の見込みでございますが、この国庫補助につきまして、県から今年度非常に補助金の額が厳しいというふうな連絡がございまして財源更正をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第10款教育費、第4項学校給食費及び第5項幼稚園費についての審査を終了しま

す。

○委員長（米山 昇君） これで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第10款教育費、第6項社会教育費について一括で説明を求めます。

初めに、第6項社会教育費、第2項公民館費及び第3項文化会館費について説明を求めます。

藤本生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） お疲れさまでございます。

それでは、生涯学習文化課から3月の補正について説明させていただきます。

補正予算説明書の36ページ、37ページの下段になります。

10款教育費、6項社会教育費、2目公民館費と3目文化会館費になります。

初めに、2目公民館費であります。100万円の減額になります。内容につきましては、011竜王北部公民館管理運営費100万円の減額ですが、竜王北部公民館の電気料になります。予算計上額より節電を含めて実績が下回ったため減額補正をするものであります。

次に、3目文化会館費であります。100万円の増額になります。内容につきましては、双葉ふれあい文化館の電気料が昨年の猛暑等により需要量の増により増額補正するものであります。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 次に、第6項社会教育費、第5項図書館費について説明を求めます。

湯本図書館長。

○図書館長（湯本和仁君） それでは、図書館費の補正について説明いたします。

補正予算説明書36、37ページをお願いいたします。

第5目図書館費の補正前の額1億6,686万4,000円に71万6,000円の増額補正をいたしまして、予算現額1億6,758万円とするものであります。

補正の内容ですが、001図書館関係職員費につきましては、職員の転居に伴う住居手当の

補正が11万6,000円、また、蔵書点検期に通常点検のほかの書架移動、破損本の確認及び修理等を実施したこと、3月に実施される夜間コンサートと原作者と対談事業による職員時間外手当の不足額10万円の補正をお願いするものであります。

次に、011の図書館施設管理事業につきましては、昨年夏の猛暑日等の増加による電力消費に伴う3月分の電気代の不足額50万円の補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

名取委員。

○委員（名取國土君） ちょっとお聞きしたいんですけども、北部公民館の電気料は減額、そしてその下は同じく文化会館が増額と、そしてやっているんですけども、北部公民館のこの減額というのはあれですかね、ただ節約したからこれだけ出たと言えればそれまでなんだけれども、どんなふうなことで。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 北部公民館につきましては、竜王庁舎、市庁舎と一緒に電気料で割分で来ますので、全体額の何パーセントという形で北部公民館は回ってきます。ちょっと前年度の予算額に比べて少し減らしていたんですが、それより下回ったということで、北部公民館も3年ぐらい前になりますけれども、新設当時どのくらい金額があるかということでちょっと想定がつかなかったものですから、なるべくちょっと高い率で予算を想定しておりました。それで毎年減額をさせていただいて今度減らしたわけですけども、月の平均で9万ぐらい減額になっておりますので、それによって減らさせていただきました。

今年度の大体の様子を見まして26年度の予算額には計上させていただいておりますので、こんな減額は今度ないかと思われまして。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） この北部公民館の電気料というのは、別にメーター器をつけてなくて、子メーターとかなくて、一応全体に使ったものの幾つで割っているんですか。そのところどうなんですか。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 子メーターになっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 子メーターがついているとなると、これちょっとお聞きしたいんですけども、これ昨年12月にPPSに切りかえて、かなりの割安になると、年間通して800万ぐらいになるだろうと、相当なんですけれども、それはきいていますかね。どうですか、その辺は。

○委員長（米山 昇君） 藤本課長。

○生涯学習文化課長（藤本さゆり君） 12月に切りかえになっておりますが、今まで東電さんが15日締めとかという形で、月末の締めではなかったので12月はちょっと若干多く、1月分には想定がされております。ほかの館もそうなんです、全体で1%ぐらい減ったかなという今、状況です。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） 成果は出ているんですね、そうやってね。そうですか。わかりました。あと、この双葉ふれあい文化会館、これ金額が全く上と下と逆になっているんですけども、これはそういうようなあれがどうなんですかね。PPSへあれしてから。あれ単独なんですけれども、ちょっとわかる範囲でいいですけども。

○委員長（米山 昇君） 樋口係長。

○生涯学習係長（樋口 充君） 双葉ふれあい文化館につきましては、双葉の庁舎の電気料が一括で請求が来ております。そこで、双葉の庁舎と双葉公民館、双葉ふれあい文化館の3つに、公民館とふれあい文化館には子メーターがついておりまして、そちらから計算されて電気料を納付しているような状況になっております。

先ほど委員がおっしゃられたように、また、双葉ふれあい文化館のほうにも12月から活用しておりまして、やはり1%から2%弱ぐらいの電気料の減額にはなっております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで第6項社会教育費の審査を終了します。

○委員長（米山 昇君） これですべての委員の発言が完了し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時15分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、第2款総務費、第5項統計調査費及び第12款公債費、第1項公債費並びに第13款諸支出金、第1項基金費について説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課が所管します歳出の補正についてご説明を申し上げさせていただきますと思います。

2月補正の予算説明書の20ページ、21ページをお願いいたします。

2款総務費、5項統計調査費、1目委託統計調査費につきましては、住宅土地統計調査にかかります国からの委託金の交付決定を受けまして、調査員の報酬、賃金、需用費を減額するものでございます。財源は全額が県からの支出金で充てられることとなります。

続きまして、38ページ、39ページをお願いいたします。

12款公債費、1項の公債費、1目元金につきましては、利子の見直し及び平成24年度の新規借り入れ分の市債の借り入れ条件の決定によりまして、償還元金が1,544万5,000円増額したということで補正をお願いするものでございます。

当初、元金3年据え置き等の条件で借り入れをするというようなことで予算計上しておりましたが、何本か据え置きをなしで条件のよい借り入れの方法がございましたので、そのものにするために据え置きなしというようなことでお借りしました。その関係で元金がふえたものでございます。

2目の利子につきましては、1,596万6,000円の減額でございます。やはりこれも平成24年度の新規発行分の借り入れの利子が確定しましたので、当初予算額から不用額を減額するものでございます。予算編成時、当初は年利が1%から1.1%で見込んでおりましたが、借り入れ条件等の中で0.1から0.9の間で借り入れることができたということで、その分の不

用額となった利子を減額するものでございます。

13諸支出金になります。1項基金費、1目の財政調整基金費、25節積立金につきましては、基金運用利子の利率の変更に伴いまして312万5,000円を増額するとともに、このたびの補正に必要な財源との差額3億8,648万7,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、本年度末の財政調整基金の規模につきましては、平成24年度の現在高33億7,500万円を8,900万円ほど上回ります34億6,500万円ほどが残額として見込まれるところでございます。

2目の減債基金費、25節積立金につきましては、やはり基金運用利子が当初0.13%で見込んでおりましたが、利率が0.23になったということで17万7,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、飛びますが、8目の公共施設等の整備基金費、25節の積立金につきましては、やはり基金運用利子の変更に伴いまして46万7,000円を増額補正するとともに、元気臨時交付金、また、歳入のところでご説明を申し上げますが、元気臨時交付金で充当した事業財源の差額調整額及び今後必要となります社会資本整備等の、特に塩崎駅周辺整備事業の執行に充当します財源を合わせまして5億1,000万円をここで基金に積み立てをし、平成26年度の事業に繰り入れするというので今回補正をお願いするものでございます。

塩澤駅の周辺整備事業の未執行分に伴います、本来充当すべき社会資本整備総合交付金につきまして、他の社会資本整備の事業のほうに先行充当したということで、財源の調整額を今後の事業に充てるため、この5億1,000万円の基金の中に積み立てをするということをお願いをしているものでございます。

続きまして、40ページ、41ページのほうをお願いをいたします。

9目の土地開発基金、25節積立金につきましては、やはり基金運用利子の変更に伴いまして増額補正をするものでございます。

13目のまちづくり振興基金費、25節の積立金につきましても、やはり利子の変更に伴いまして増額補正をするものでございます。

以上、企画財政課にかかわります補正の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほうをお願いをいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで統計調査費及び公債費並びに基金費の審査を終了します。

○委員長（米山 昇君） 以上で歳出の審査を終了いたします。

これで暫時休憩し、職員が退出します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

○委員長（米山 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、歳入について審査を行います。

第10款地方交付税から第21款市債まで一括で説明を求めます。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、引き続き一般会計の2月補正にかかわります歳入についてご説明を申し上げさせていただきたいと思えます。

予算説明書のほうにつきましては6ページ、7ページからになります。よろしく願いをいたします。

まず、10款の地方交付税です。1項1目1節地方交付税であります。地方交付税のうち普通交付税につきましては、本年度交付額が46億4,970万7,000円と決定をいたしました。予算との差額になりますが、7億4,970万7,000円を増額補正をするものでございます。

25年度の交付税の増額の要因になりますが、基準財政需要額では合併特例債の償還等の増額、また社会保障費の増額等によりまして需用費が1.1%、約1億3,600万円ほど伸びるとともに、収入額のほうは1.8%、1億2,700万円ほどが増加したと。差し引き不足額である交付税が結果として、約0.2%になりますが、900万円ほどの伸びにつながったということで、前年より900万円ほどの交付税の伸びとなったという状況でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節の総務費負担金でございまして、先ほど人事課のほうから説明がございましたが、陸前高田市の災害復旧派遣職員給与費負担金としまして442万4,000円の収入となります。平成25年4月から平成26年3月まで派遣している甲斐市の職員1人分の給与費の負担金となります。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、2目の民生費国庫負担金、3節の児童手当負担金。児童手当の交付金につきましては被用者から非被用者特例給付にかかわります平成25年度の決算見込みに伴います補正で、3,250万6,000円の減額となっております。

5節の保険基盤安定負担金につきましては、保険者支援分としまして一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す基盤安定負担金で、その経費の2分の1に当たる57万2,000円を国庫負担金として補正増するものでございます。

次に、6節の生活保護費負担金3,000万円の補正増につきましては、生活保護受給者の医療扶助増加に伴います補正増で、増額の見込まれる4,000万円の4分の3の増額をするものでございます。平成25年の4月には333世帯、449人でしたが、平成25年12月現在では381世帯、495人に増加をしているというような状況にございます。

2項の国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、地域の元気臨時交付金でございます。1億4,987万7,000円につきましては、平成24年度の国の補正予算におきまして措置されました元気臨時交付金の確定額5億7,455万2,000円につきましては、4億2,467万5,000円を繰り越し事業に充当しました。残りの残額1億4,987万7,000円につきましては、平成25年度の当初予算に計上しました地方単独事業の9事業に充当することとなりまして、これに伴います補正を行うものでございます。

続きまして、システム改修費補助金63万円につきましては、介護報酬改定に伴いますシステム改修の補助金で2分の1の補助となります。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

2目の民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金769万1,000円につきましては、まず、セーフティーネット支援対策事業費補助金388万5,000円です。生活保護の受給者の生活扶養費の見直しが平成25年8月に実施されまして、生活保護システムの基準額の基本機能を改正するというので、システムを改修する必要がありますので、10分の10の補助ということで受け入れをさせていただきます。契約金との差額につきましては、平成26年度で精算するということとなります。

次に、安定的な医療保険制度の構築補助金380万6,000円につきましては、障害者自立支援給付支払いのシステム等の給付実績データの集計分析機能、これのシステム改修に係る補助金ということで、2分の1の補助となります。

7目の土木費国庫補助金、1節の土木費補助金につきましては、6万円の補正増ということになります。説明欄の各項目をごらんいただきたいと思います。

社会資本整備総合交付金220万8,000円についての増額は、公共住宅整備事業の事業費の確定に伴います、まず減額が一つはございます。次の324万5,000円の減額につきましては、道路局所管の橋梁寿命化修繕計画策定事業の確定に伴います減額、これがまず49万5,000円の減額、長塚名取線の測量設計委託事業を防災安全社会資本整備交付金事業に組みかえたことによりまず減額275万円の合計額となります。これに伴いまして長塚名取線の設計等の確定に伴います防災安全社会資本整備交付金を109万7,000円組み直しましたので、増額の補正となります。

続きまして、4節の都市計画費補助金1億4,253万8,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、やはり説明欄のほうの社会資本整備総合交付金、それから塩崎駅周辺整備等の事業未執行分にかかわります補正を含んだ減額ということになります。

そのほか、都市再生整備計画の策定変更業務にかかわります補正、竜王地区の都市再生整備計画にかかわります冷間団地等の再開発事業の確定にかかわります補正、社会資本整備の交付金につきましては開発1号線等の事業の確定に伴います補正、滝沢希望ヶ丘線等の道路整備にかかわります事業の確定にかかわります補正がそこに全て含まれております。

9目教育費国庫補助金、3節の幼稚園費補助金、幼稚園の就園奨励費補助金の82万円の減額につきましては、幼稚園の就園奨励金の確定額の見込みによりまず減額となっております。

次に、3項の委託金、1目の総務費委託金、2節戸籍住民基本台帳費委託金9万7,000円の減額につきましては、中長期の在留者の居住地届け出等の事務委託交付金の決定に伴います減額でございます。昨年7月、外国人登録制度が廃止となりまして住民基本台帳法の適用開始となったことによりまして、在留者の居住地からの届け出事務にかかわる補正の減額ということになります。

次に、15款の県支出金でございます。

初めに、1項の県負担金、2目の民生費県負担金、3節の児童手当負担金につきましては、国庫支出金の際にご説明を申し上げたとおり、被用者、非被用者特例給付にかかわります平

成25年度の決算見込みに伴う補正によります減額ということになっております。

4節の保険基盤安定負担金につきましても、やはり国庫と同様でございますが、国民健康保険特別会計、それから後期高齢者の医療保険特別会計に繰り出す経費の確定に伴いまして県の負担金を補正するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

2項の県補助金であります。

2目の民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金109万6,000円につきましては、自立支援医療給付費の補助金で法定負担金と窓口本人支払い額との差額分の補助金を収入するものでございます。県単事業としましては、平成24年度でこの事業は終了しておりますが、平成25年の1月から3月分の清算行為ということで今回収入するものでございます。

2節の児童福祉費補助金300万2,000円です。特別保育事業の補助金223万8,000円の減額補正ということで、各種特別保育の補助金の決算見込みの減額に伴うものでございます。安心こども基金の事業補助金は、524万円の増額ということになっております。子ども・子育て新制度に係ります電子システムの構築事業費の整備補助金580万円、これにつきましては12月に1度、補正額500万円をさせていただきましたが、これと合わせまして1,080万円の10分の10の補助ということでシステム構築事業を行うこととなります。また、一時預かり事業としましての決算見込みに伴いまして56万円ほどの補正減額を行いまして、合計で524万円等の補正増額ということになります。

3目の衛生費県補助金、3節の環境衛生費補助金、これにつきましては、環境保全活動支援事業費補助金102万1,000円の収入でございます。竜王リサイクルステーションの整備に伴います県の補助金となっております。

5目の農林水産業費県補助金、1節の農業費補助金につきましては、山梨農業ルネサンス総合支援事業補助金112万5,000円でございます。竜王赤坂地区の活性化協議会で取り組んでおりますサツマイモの栽培の作業の省力化を図るための機械器具等の導入補助金でございます。

6目が商工費補助金、2節の観光振興費補助金につきましては、富士の国やまなし観光振興施設整備費補助金540万円の減額となっております。信玄堤公園の駐車場整備工事の確定に伴います補助金の減額ということになっております。

3項の委託金、1目の総務費委託金、2節の選挙費委託金です。参議院議員選挙委託金につきましては、435万1,000円の減額でございます。参議院選挙執行に伴います選挙経費の

不用額の減額でございます。

3節の統計調査費委託金は、今年度実施しました住宅土地統計調査の交付額確定に伴います36万7,000円の減額となっております。

16款の財産収入、1項の財産運用収入、2目の利子及び配当金でございます。1節が利子及び配当金で735万5,000円でございます。説明欄の各種基金運用利子の運用額の増額に伴う補正となっております。歳出のほうでも若干触れさせていただきましたが、当初、運用利子を0.13で見込んでおりましたが、0.23で運用ができたことによる補正増となります。

12ページ、13ページのほうをお願いいたします。

17款の寄附金です。1項寄附金、3目の民生費寄附金、1節の社会福祉費寄附金につきましては、甲斐市の商工会女性部からの寄附金でございます。

18款の繰入金でございます。1項の基金繰入金、7目の市営住宅基金繰入金でございます。市営住宅整備事業の確定に伴いまして財源の一つでありました基金からの繰り入れを554万6,000円減額補正するものでございます。

8目の公共施設等整備基金繰入金につきましては、当初、道路維持改良事業のほか5事業に合計で1億8,000万円の基金を繰り入れて事業を執行することとしておりましたが、事業費の確定に伴いまして、今回補正をお願いしております元気臨時交付金をここに充当するというようなことで、基金からの繰入金を7,000万円ほど調整をいたしまして減額補正をするものでございます。

12目の地域振興基金繰入金でございます。当初見込みより、原資となりますサテライトの双葉場外車券場の売り上げ増となりまして、雑入において136万8,000円を計上しました。その関係で基金へ積み立て200万円を子供の医療費の助成事業のほうに充当するという事で繰り入れるものでございます。

14ページ、15ページのほうをお願いいたします。

2項の特別会計の繰入金、それぞれの会計におきましてご説明があらうかというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

8目の宅地開発事業特別会計繰入金につきましては、南区の分譲地の売り払い収入1,269万3,000円ございますが、この2区画分の売り上げと繰越金が6,000円ございます。これを合わせて1,269万9,000円を一般会計に繰り入れるものでございます。

11目の後期高齢者医療特別会計の繰入金につきましては、平成24年度の決算に伴います精算金を一般会計に繰り入れるものでございます。

次に、20款の諸収入、2項1目市預金利子、1節の市預金利子につきましては、市の普通預金の歳計現金分につきましては、やはり預金利子が変更になったことによりまして446万円の増額補正をするものでございます。

5項の雑入、1目の雑入、6節の商工費雑入136万8,000円でございます。先ほど申し上げましたが、競輪場の場外車券場の地元対策費、これの売り上げ増に伴います補正でございます。

8の消防費繰入金20万円の減額でございますが、2つございまして、県道の甲府韮崎線の拡幅に伴いますポンプ小屋の移転補償、これが120万円の減額となります。それとあわせてデジタル無線等の購入機器に伴いましてコミュニティ助成金を収入しましたので、これが100万円となりまして、差し引き20万円の減額ということになります。

9節の教育費雑入は、1,040万4,000円の減でございます。説明欄のほうでお願いしたいと思いますが、小・中学校の給食費につきまして減額をするものでございます。ふれあい文化館の電気使用料につきましては、指定管理者であります山梨文化学習協会が負担すべきメーター実績に基づきます電気使用料の追加分の100万円の収入となっております。

21款の市債、1項市債、12目の市債のほうでございます。発行する地方債でその償還元金が、臨時災害対策債につきましては、全額補填される制度ということになっております。

済みませんでした。12目の1節が合併特例債でございます。2億5,760万円の減額となっております。この減額につきましては、元気臨時交付金を充当することによりまして地方負担額に対しまして合併特例債を減額するものでございます。これによりまして合併特例債を6事業調整をしまして2億5,760万円を補正減ということで、合併特例債の発行額は8億9,680万円を見込んでいますところでございます。

地方債に関します調書につきましては、42ページのほうをお願いをしたいと思います。

今回の補正によりまして本年度末の残高が275億1,026万円となる見込みであります。一応、調書のほうも参考としてよろしくをお願いをしたいと思います。

以上が歳入のほうの一括につきます説明となりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

よろしいですか。

名取委員。

○委員（名取國土君） 7ページ、地域交付金で5億幾つでもって、この金額が出ているんだけれども、これ9事業ってあるが、9事業はどういう内訳がわかりますかね。さっき聞いたんです。

○委員長（米山 昇君） 戸澤係長。

○財政係長（戸澤文香君） 9事業なんですけれども、25年度の当初予算の主に敷島南小学校プール改修事業で、あと双葉中学校大規模改修事業、あとバイオマス資源化センター建設事業、消防ポンプ小屋建設事業、あと社会資本整備の総合交付金が渡っている事業なんですけれども、竜王北保育園の整備事業、それとあと竜王西保育園の整備事業、そしてあと道路の新設改良事業、あと河川改修事業、そしてあと消防施設の整備事業という形で当たっております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國土君） それで9事業ですか。その9事業へこの1億4,000万をしているということですね。

○財政係長（戸澤文香君） はい、そうです。

○委員（名取國土君） わかりました。

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 公債費のところでは元金が1,540万5,000円ふえているんだけれども、これについては利子がふえたということですよ。

○委員長（米山 昇君） 何ページですか。

○委員（内藤久歳君） 38ページ、公債費。

○委員長（米山 昇君） 今、歳入をやっていますが、15ページまでです。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で一般会計補正予算（第4号）の審査を終了いたします。

これより議案第2号 平成25年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について順次討論、採決を行います。

まず、本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

これで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時44分

再開 午後 3時57分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議案第6号 平成25年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

ここでお諮りします。この補正予算につきましては、歳入歳出一括説明、質疑としてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） それでは、そのようにいたします。

内容について当局の説明を求めます。

勝村市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 引き続き、お疲れさまでございます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書は98ページ、99ページをお願いをしたいと思います。

まず、歳入からご説明いたします。

第1款繰入金、第1項一般会計繰入金につきましては、存置費目としまして当初1,000円を計上しましたが、貸付金元利収入の設定どおりの確保が見込めないことから、その財源補填のため一般会計から240万9,000円の繰り入れをさせていただくものでございます。

次に、第2款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金としまして13万4,000円を増額補正するものであります。

次に、第3款諸収入、第1項貸付元利収入につきましては、住宅新築資金と宅地取得資金、それぞれの貸付金元利収入を合わせまして、当初316万2,000円を設定しておりましたが、設定どおりの償還が見込めない状況でございますので、254万3,000円の減額をさせていただくものでございます。

続きまして、次のページ、100ページ、101ページになりますけれども、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第1款事務費、第1項事務費、それから第2款公債費、第1項公債費のいずれにつきましても財源更正でございます。貸付金元利収入の減額に伴いまして一般会計からの繰入金及び前年度からの繰越金を充当するものでございます。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 補正の減ですが、どのくらい滞納、人数や件数なんかは。

○委員長（米山 昇君） 勝村課長。

○市民活動支援課長（勝村秀彦君） 今回の補正には直接出てまいりませんが、市のほうへの現在の償還対象者は13人になっておりまして、滞納額としますと約1億3,000万ほどになります。

○委員長（米山 昇君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で審査を終了します。

これより議案第6号 平成25年度甲斐市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について順次討論、採決を行います。

本案について討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

これで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 4時03分

再開 午後 4時04分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第46号 竜王北保育園建築主体工事請負契約締結の件を議題とします。

議案について当局の説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、議案書、薄いほうになりますけれども、議案書、それから薄いほうの議会資料、準備をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議案書の1ページをお願いをしたいと思います。

議案第46号 竜王北保育園建築主体工事請負契約締結の件につきましてご説明を申し上げます。

この請負契約の内容についてでございますが、契約の目的といたしましては、竜王北保育園建築主体工事でございますが、契約の方法につきましては、一般競争入札によります契約で執行いたしました。契約の金額でございますが、2億4,472万8,000円でございますが、契約の相手方につきましては、山梨県甲府市飯田四丁目1番33号、三井建設工業・中村建設竜王北保育園建築主体工事共同企業体、代表者でございますが、鈴木茂夫氏でございます。

提案の理由につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分  
の範囲を定める条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、今回の入札につきましての経過等につきましてご説明を申し上げたいと思います。

お手元の定例市議会資料、薄いほうでございますが、こちら1ページをごらんをいただきたいと思ひます。

今回の入札につきましては、事後審査型条件つき一般競争入札により執行したものでございまして、入札の公告につきましては平成26年2月3日に行いまして、入札の参加受け付け期間を公告の日から2月10日までの8日間といたしたところでございます。入札につきましては、当初2月18日を予定をしていたところでございますが、2月14日、15日の両日の豪雪のために2月21日に変更いたしまして入札を執行したところでございます。入札後、審査を経まして2月24日に仮契約を締結したところでございます。

今回の入札の参加条件でございますが、2社によります特定建設工事共同企業体でありまして、代表構成員につきましては、中北建設事務所管内に本店を有します建築の経営審査点数が800点以上といたしました。構成員につきましては、市内に本店を有し、建築の経営審査点数が600点以上という参加条件によりまして入札公告を行ったところでございます。

入札に参加いたしました共同企業体でございます。いわゆるJVでございますが、表の右の欄にございます。応札者でございますが、長田組土木・依田建設JV、それから三井建設工業・中村JVの2社が応札をいたしました。この結果、予定価格2億2,896万円に対しまして三井建設工業・中村建設JVが2億2,660万円で落札をいたしまして、落札率につま

しては99.0%でございます。契約額につきましては、2億4,472万8,000円となったものでございます。工期につきましては、平成26年12月12日までとなっております。

なお、参考といたしまして、下段の表でございますが、竜王北保育園電気設備工事及び機械設備工事の入札経過でございますが、そちらのほうをお示しさせていただいておりますけれども、建築主体工事と同日に入札を執行いたしまして、入札の参加条件につきましては、建築主体工事と同様に、2社によります特定建設工事共同企業体により執行をしたところでございます。

電気設備工事につきましては、応札者は右の欄にございますが、3つのJVが応札をいたしまして契約金額が4,622万4,000円、落札率94.8%で、落札者につきましてはヨツヤ電気・川久保電気JVでございました。また、機械設備工事につきましては2つのJVで応札がございまして、契約金額5,184万円、落札率97.6%で甲信日成・勝又設備工業JVが落札したところでございます。電気、機械それぞれの工事につきましては、2月24日に契約を締結をいたしまして、工期につきましては建築工事と同様、平成26年12月12日となっております。

以上で議案46号につきましての説明を終わりたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この入札に関しまして、これから工事に入るわけですがけれども、過去においては、竜王駅に関しましても鉄骨資材の高騰とかそういうようなことで、ちょっと混乱した部分もあったので、今回の契約について、そういった部分で、先のことはなかなか経済情勢を見ながら難しい部分もありますけれども、そういった点の見通しというかそういうものはどの程度考えているのか。その辺の工事の期限が12月12日ということですがけれども、今のこの社会情勢を見ると、あっちでもこっちでもいろいろな工事が出ていると、資材も不足していると、もっと言えば、こういう職人さんとか、また今回の大雪についてもそういった部分の影響があるとも考えられますけれども、これは先の話でここでどうこうという問題ではないですがけれども、その辺のところはどんなふうに考えているのか。

○委員長（米山 昇君） 三井子育て支援課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 執行する立場のほうからご答弁させていただきます。

おっしゃるとおり社会情勢によりまして非常に厳しいところがあるかと思いますが、契約をいただいたところでありますので、これに基づいて執行をお願いしたいと考えておりますが、今、委員さんおっしゃいましたように、大幅な社会情勢の変化があった場合については、約款等に基づきましてそれなりの手当てをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（米山 昇君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第46号 竜王北保育園建築主体工事請負契約締結の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号 竜王北保育園建築主体工事請負契約締結の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 竜王北保育園建築主体工事請負契約締結の件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第47号 竜王西保育園建築主体工事請負契約締結の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

今村総務課長。

○総務課長（今村親弘君） それでは、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

議案集3ページをお願いをしたいと思います。

議案第47号 竜王西保育園建築主体工事請負契約締結の件につきましてご説明を申し上げます。

この請負契約の内容についてでございますが、契約の目的といたしましては、竜王西保育園建築主体工事でございます。契約の方法につきましては、一般競争入札によります契約で執行いたしましたところでございます。契約の金額でございますが、2億3,738万4,000円でございます。契約の相手方につきましては、山梨県甲府市青葉町15番4号、日経工業・樋川建築竜王西保育園建築主体工事共同企業体、代表者、長澤浩正氏でございます。

提案の理由につきましては、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分  
の範囲を定める条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

今回の入札につきましての経過等についてご説明を申し上げたいと思います。

定例市議会資料2ページをお願いをしたいと思います。

今回の入札につきましては、竜王北保育園建築主体工事と同様でございます。事後審査型条件つき一般競争入札によりまして執行したものでございます。入札公告等につきましても、やはり北保育園の建築主体工事と同日でございますが、平成26年2月3日に公告を行いまして、受け付けが2月10日までということで、8日間といたしたところでございます。入札につきましては、北保育園と同様、2月18日を予定をしておりましたが、2月21日に変更をし入札を執行したところでございます。その後、審査等を行いまして2月24日に仮契約を締結をしたところでございます。

今回の入札の参加条件でございますが、やはり竜王北保育園と同様に、2社によります特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員につきましては、中北建設事務所管内に本店を有します建築の経営審査点数が800点以上といたしました。構成員につきましても、市内に本店を有しまして建築の経営審査点数が600点以上という参加条件により入札公告を行ったものでございます。

入札に参加いたしました共同企業体でございますが、表の右にございます国際建設・渡辺建設興業JVと、それから日経工業・樋川建築JVの2社が応札をいたしましたところでございます。この結果、予定価格2億2,303万円に対しまして日経工業・樋川建築JVが2億1,980万円  
で落札をいたしまして、落札率につきましては98.6%でございます。契約額につ

きましては、2億3,738万4,000円となったものでございます。工期につきましては北保育園と同様、平成26年12月12日まででございます。

なお、参考といたしまして、下段の表にございますが、竜王西保育園電気設備工事及び機械設備工事の入札の経過でございますが、建築主体工事と同日に入札執行したものでございまして、入札の参加条件につきましては、2社による特定建設工事の共同企業体の形態により行ったものでございます。

電気設備工事につきましては、応札者、右の欄にございますように4つのJVが応札をいたしまして契約金額4,320万円、落札率97.3%、落札者につきましては伸電工業・小笠原電気工業のJVでございました。また、機械設備工事につきましては、2つのJVで応札がございまして、契約金額5,611万6,800円、落札率97.9%でカネト工業・山野設備工業JVが落札をいたしたところでございます。電気、機械それぞれの工事につきましては、2月24日に契約を締結をいたしまして、工期につきましては、建築主体工事と同様の平成26年12月12日となっております。

以上で議案47号につきましての説明を終わりたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） ございませんか。

質疑がないようですので、なければ委員の質疑を終了します。

以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第47号 竜王西保育園建築主体工事請負契約締結の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 竜王西保育園建築主体工事請負契約締結の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米山 昇君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 竜王北保育園建築主体工事請負契約締結の件は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時21分

○委員長（米山 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、その他に入ります。

初めに、企画財政課より報告がありますので、お願いをいたします。

坂本企画財政課長。

○企画財政課長（坂本太久己君） それでは、大変お疲れさまでございます。

企画財政のほうからご報告させていただきたいと思います。

実は平成25年度の補正予算、一般会計の追加の補正にかかわります提出についてお願いでございます。平成26年2月8日及び2月14日、15日の大雪によります除雪対策並びに農林水産業にかかわります雪害緊急対策につきまして、今定例市議会に関係補正予算の追加提案をお願いするものでございます。

内容的には、除雪にかかわります重機等の借り上げ経費及び農業関係被災施設等の撤去及び補植等の苗木の購入補助、被災農家の営農資金融資の利子補給等の補正となっております。

上程の際はご審議のほう、ひとつよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

この件につきましては、定例会の案件で追加提案をされるということでございますので、質疑は省略させていただいて、またその際に質疑をお願いいたします。

次に、消防防災対策室より報告がありますので、お願いをいたします。

保延消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） ご苦労さまでございます。

消防対策室から2件報告をさせていただきます。

1件目につきましては、現在、市内には指定避難場所が21カ所ありますが、4月から新たに敷島総合文化会館を加えるものでございます。

これにより避難する区域割に変更が生じます。今まで敷島北小学校が指定避難場所だった上町北、敷島台、大久保、天狗沢の4つの自治会においては敷島総合文化会館が指定避難場所に変更となります。この変更によりまして敷島北小学校は、境北、境南及び牛匂の3つの自治会の指定避難場所になります。これによりまして敷島北小学校での収容人員の飽和状態の解消が図られることとなります。変更は4月からになりますが、該当する自治会にはチラシの全戸配付を実施して周知をしているところでございます。また、広報紙やホームページにおいても掲載を予定しております。

続きまして、2件目でございますが、お手元にお配りしました2月14日の大雪に伴う被害状況の一覧表となります。

2月21日に速報を送りましたが、結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

これは各課から2月24日までに報告されましたものを集計しております。次ページでは被害の内容の記載をしております。

1枚目の総括表であります。建物は屋根などの破損、床下浸水などで14件ありまして、そのうち8件が民間、6件が公共施設でありました。建物附属物では、カーポートやフェンス、ブロック塀などの損壊が50件ありまして、そのうち36件が民間、14件が公共施設となっております。農業関係については、一つずつの件数でカウントを行っていきまして、ハウスの倒壊、ブドウだなの全壊、イチゴの被害など等で75億円ありました。その他について、浄化槽の逆流などで4件となっております。また、被害金額については、各課からの状況報告のみということで把握はしておりません。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（米山 昇君） 報告が終わりました。

質疑等ありましたらお願いいたします。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 室長に聞きたいんですけども、この総括表、これは報告があったから数字のほうを入れていったという形だと思うんですけども、聞きに行ったとかそういう

ことはないんですよ。その辺はいかがですかね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） これにつきましては、各課からの、それぞれ所管課が担当していますところからの被害報告のまとめでございます。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） じゃ、恐らくこれ一般の人たちはわざわざ報告していないから、ずっと多い数字が出てくると思うんですよ。それで、先ほど企画の課長が言われましたとおり、被害総額というものは、表向きとそういう一般のものを入れるとかなりの金額になると思うんですけども、それはそれでいいとして、一つちょっと感じたことだけ言わせていただくと、学校のグラウンド、雪の運搬という形で開放したということをファクスでいただきました。僕は対策室じゃなくて建設課のほうへ電話しちゃったほうがいけなかったと思うんですけども、これはグラウンドの開放をしているということが一般市民のほうに周知されてないというか、それで防災無線で流してほしいということは、僕は言ったんですけども、後で、使い初めと市の職員が対応して門の入り口に立っていたことは見ましたけれども、あとどれだけの運搬がされたのかということを見ると、グラウンドには入っていませんでした。だから土木屋さんが重機で一般車両が入れるだけの雪かきをしてくれたことはわかります。ただ、この雪を運搬するにはトラックもなければできないということはわかりますけれども、もうちょっと防災無線で流すべきではなかったかなと思うんです。せっかく開放したのに使われてない。その辺はいかがお考えでしょうかね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 防災無線のほうでもって報告を流すべきだとは感じております。そのときに一応、区のほうに協力の依頼とかをお流ししたわけなんですけれども、その中でもって一応8つの公共施設を開放というようなことは、周知のほう一緒に通知文の中で流させていただいたわけなんですけど、いまひとつ、委員さんの言われますように、せっかくある防災行政無線を使っていなかったということがちょっと今回の反省点でもございますので、この辺は今後肝に銘じまして、進んで取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 室長も感じてくれているということで、これはわかってくれると思うんですけども、要はみんなの協力を得なければできないことなんです。だから自治会長に

流したからってそれが、おのおの自分のことで精いっぱいなんだから、まさか自分の敷地の雪を持っていくということはないんですよ。要は道路の雪を捨て場所がないから交通事情が悪くなったということと、協力すべきは道路の雪の運搬なんですよ。だから今言ったように、防災無線で流す、学校の敷地を使ってやるということは余りにパニックになるとまずいということもあると思うんですよ。ただ言えることは、でもせっかく開放したのに格好だけで開放されている。実際使われていないということはだめなんですよ。だから今、防災無線、もうちょっとほかの意味で何でこのことを、マラソンが中止だとかそんなことばかり放送して、どうしてこういうことにもっと活用しないのかなと感じていますが、その辺は室長、今後大きな課題として受けとめておいていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 答弁よろしいですか。

○委員（猪股尚彦君） いいです。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、指定避難場所が変わったということ、これは非常にいいことだと思いますけれども、ただ、総文を使うのに、例えば何人ぐらいの人間が今度変更になった地域にいて、で、あそこ大ホールから始まっているいろいろな部屋があるけれども、その使い方、ただあそこをやるんじゃないくて、どこをどういうふうにするかというその辺のところと人数はどれだけあそこに、要するに対象として、数は住民の数を合算すれば出てくるとは思いますが、その中の使うところをどこをどういうふうにするかぐらいのことは、ちょっと報告をしてもらいたいんですけれども、その辺はどうなっているんですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 敷島総合文化会館の使用可能人数が3,258人という人数でございます。その中でもって今回、上町北、敷島台、大久保、天狗沢、合計2,843人という人口数でいきますと収納能力の率が87.3%というような中でもって、施設を使うに当たっては十分可能な範囲の広さになるかと思っております。

また、文化ホールには各研修室とかホールもございますので、その辺もうまい使い方ができるように、また、部屋の数も多いものですから、プライベートルームという形ではないですけれども、女性のプライベートもしっかり守れるのかというように感じております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君）　そういう活用もいいと思うんですけども、やっぱり施設そのものがああいう机があったりいろいろ、要するにみんな埋まっているわけですよ。そういう空間というのが余らないじゃないですか。体育館とかああいうところは空間なのでざっと行けるけれども、ただ、そういうときに対応できる、じゃ、そうなったときにその教室のああいう部屋のものをどこに持っていかとかそういう一つの案というか、ものを想定してスペースをつくるということもやっぱり事前に考えておかないと、来たからさあ行けと言ったって、あの中、ごたごたして、どこにどう行けばいいんだということがああるじゃないですか。そのときになったときには、じゃ、どうやって空間をつくると、ここはあかせるというそういうことも一応考えておいたほうがいいかなと思うんですけども、その辺も含めてお願いします。

○委員長（米山 昇君）　要望でよろしいですか。

齊藤副委員長。

○委員（齊藤芳夫君）　今の敷文の件ですけども、敷島文化会館にもいわゆる以前、私、学校施設の非構造部材のことを質問しましたけれども、あそこの建物の中にも明らかに高さ6メートル、面積200平米以上の部屋があります。その建物を避難所として使うということであると、当然のごとく非構造部材の耐震の診断、調査、設計、補強が入らないと使えないという可能性がありますけれども、その辺は消防防災だけの問題ではないですけども、どんなふうにお考えでしょうか。

○委員長（米山 昇君）　保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君）　敷島総文につきましては、平成3年の建築物ということでもって耐震建築のほうは大丈夫かなとは考えております。委員さんの言われますことにつきましては、関係課とも調整をした中でもって今後どんな状況が変わってくるのかを進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（米山 昇君）　齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君）　もう一つ、それで敷文を指定したのは、それは先ほどの説明でよくわかるんですけども、なぜ町民体育館は指定されなかったですかね。町民体育館じゃないね、今は敷島体育館ですね。済みません。

○委員長（米山 昇君）　保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君）　当初、敷島体育館のほうも考えたわけですが、

そちらについては災害時そこに物資の拠点地点としての計画がございますので、その中でもって避難の方がそちらにもいて、ごたごたしてもいかなものかということを考えておりました。それにしがいまして、その隣の敷島総合文化会館と公民館のほう、そちらのほうを避難場所として指定させていただいたわけでございます。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この被害一覧なんですが、一般のものを見るとカーポートが多いですが、ほとんど竜王ですよ。敷島、双葉のほうは雪が多かったし、現に私の知っているところでも潰れているんですよ。こういうのを一度自治会できちんとつかまえる必要があるかなと思いますけれども、大変だとは思っているので完全でなくてもいいんですが、ちょっとその辺はどうかなど。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） この今回の一覧表につきましては、各課の所管でもって調べたものでございまして、各自治会との今後そういう被害とかものの構築をしていく考えでおりますので、広く地元の各種の行政委員さんの協力をいただいた中でもって、早い段階でのその被害の状況等を把握していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

名取委員。

○委員（名取國士君） ちょっと今の件でちょっと関連もあるんですけども、一般の方々の状況を見て回ったときに、といたか、ちょっと瓦がやられたとかって、そういうのがあるんですよ。それで一応、保険に入っているから何とかなるだろうという話も聞いているんですけども、甲斐市としてそういうものを総体に拾ってみて、どのくらいの被害を受けたのかということも一つのあれじゃないですか。僕が思ったのは、といたが20万ぐらいかなと思うんですよ。足場のほうがかかるとですよ。足場が30万ぐらいかかってきてしまう。そういうふういろいろなものがかかってくるんですよ。だから、そういうこともやっぱり今からでもいいから、どういう被害があつてどうなんだとかと、甲斐市としては総体的にこのくらい被害だということも出してもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんですかね。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 住民の方でもって保険などに入っておりますと、その保険を使うために罹災証明届出書というのがこちらのほうに来まして、そういう届け出は出しているというようなことでもって、うちのほうで証明をする手だてになっておりますので、その辺からもそういう状況というのが、まとめていけばわかるかと思っておりますので、その辺でもってまた集計のほうをやっていきたいと考えております。

○委員長（米山 昇君） 名取委員。

○委員（名取國士君） 今、室長が言った保険が来ればわかると言った。じゃ、保険にかかってなくてやった人というのはどうやって把握するんですか。そういうこともやっぱりあるんですよ、結構、細かいことで。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） 先ほども申し上げましたように、これからのこととなりますが、各地区の行政委員さんの方のご協力もいただいた中で、そういう被害の報告とか何とか、その手順、その辺も構築していく中でもって、より早い段階でのそういうものも考えていきたいと思っております。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

猪股委員。

○委員（猪股尚彦君） 一つ提案ですけれども、今、名取委員だとかさまざま出ている話なんです。それで室長の答弁ですけれども、それでいいんですよ。自治会長さん宛てで要請を願う。それで回覧板で回してもらって、個人的に被害のあった人は書き入れてくれって。そうすると升目を、例えば15軒以上なんて大きな組というのはそんなにないんじゃないですか。そうすると被害の報告をしてくれと言えば、大体書けますよ。といがだめになった、カーポートがだめになった、その拾い出しを今すぐじゃなくても、この震災を総括するに当たっては、その実際の数字を拾うにはそれが一番いいかと思う。

ああしろこうしろじゃなくて、今回の大雪はどれだけの被害があったかということを知ることが大事で、今後の、またこんな大雪になっちゃ困るけれども、二度とこういう被害が大きくなるような対応も考えられると思うから、その辺は自治会長さんをお願いして動くのも一つかと思えますよ。今すぐでも大変だけれども、回してもらって数の大体の把握はすべきだと思いますから、その辺承知しておいてもらいたい。

以上です。

○委員長（米山 昇君） いかがですか。

保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） その辺を踏まえまして検討していきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） このことは歴史上ないような大雪ということで、さまざまな住民、市民に対していろいろな、今言った被害の問題とか、あるいはその他に含まれたいろいろあると思うんですよ。こういう件については、私の要望というか考え方として、そういった今回の雪害対策相談窓口というのかな、そういう機関を設けて、そういうようなこと、いろいろの市民のそういった困っていることを受け入れるような相談窓口的なものを、ずっとでなくてもいいから市として開設して、一応、市民の今回の被害状況、大雪のことに関して相談を受けると。処置についてはどうかしら、わからないですけども、さまざまなことがあると思うんですよ。だから、そういうこともできれば検討してもらいたいというふうには思いますけれども、その辺どうですか。

○委員長（米山 昇君） 保延室長。

○消防防災対策室長（保延克教君） その辺につきましても窓口等、どこか集約をした中에서도、わかりやすいようなところを検討していけば市民の方にも安定的なことも求められると思いますので、先ほど言いましたように、その辺も十分注意して研究、検討していきたいと思います。

○委員長（米山 昇君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（米山 昇君） ないようですので、以上をもちましてその他の報告に対する質疑を終了いたします。

委員より、その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） よろしいですか。

ないようですので、あと事務局からありますか。

[「ないです」と呼ぶ者あり]

○委員長（米山 昇君） 特にないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

委員各位の絶大なご協力をいただきまして議事進行がスムーズに進むことができました。

予定、想定しておりました時間よりも早く終えることができました。大変ありがとうございました。  
ました。

以上をもちまして総務教育常任委員会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時43分